



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- *15 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- *16 蚕糸業法施行細則を廃止する規則 (果樹園芸課)
- *17 和歌山県桑苗検査規則を廃止する規則 (")
- *18 和歌山県繭鑑定規則を廃止する規則 (")

○ 告示

- 392 平成18年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)
- 393 平成18年度和歌山県行政事務パソコングループウェアの借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報システム課)
- *394 昭和43年和歌山県告示第858号(和歌山県保育士試験実施要綱)の廃止 (子育て推進課)
- *395 平成3年和歌山県告示第275号(和歌山県児童福祉施設の入所定員)の廃止 (障害福祉課)
- 396 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
- 397 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (")
- 398 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- *399 昭和60年和歌山県告示第18号(和歌山県勤労福祉会館の使用料の徴収事務の委託)の廃止 (労働企画課)
- *400 和歌山県嘱託蚕業普及員設置規程(昭和41年和歌山県告示第417号)の廃止 (果樹園芸課)
- 401 保安林の指定 (森林整備課)
- 402 保安林の指定の解除 (")
- 403 和歌山都市計画道路事業の事業計画の認可 (道路建設課)

○ 教育委員会告示

- *2 昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部改正

○ 公告

- 動物措置装置購入に係る入札公告 (総務事務集中課)
- 入札公告 (情報政策課)
- " (情報システム課)

○ 監査公表

- 監査公表第16号
- 監査公表第17号

規 則

和歌山県規則第15号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例施行規則(平成17年和歌山県規則第91号)の一部を次のように改正する。
第2条の表知的障害児・盲ろうあ児施設の項中「100人」を「50人」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

和歌山県規則第16号

蚕糸業法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

蚕糸業法施行細則を廃止する規則

蚕糸業法施行細則(昭和59年和歌山県規則第76号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第17号

和歌山県桑苗検査規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県桑苗検査規則を廃止する規則

和歌山県桑苗検査規則(昭和59年和歌山県規則第77号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第18号

和歌山県繭鑑定規則を廃止する規則を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県簡鑑定規則を廃止する規則

和歌山県簡鑑定規則（昭和43年和歌山県規則第85号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第392号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する事業

平成18年度電県推第1号 和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 情報システムの契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の資格等に関する要綱（平成16年和歌山県告示第1369号。以下「要綱」という。）第2条第1号に掲げる業務について、要綱第9条に基づき資格を有する旨の通知を受けた現に有効な競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(2) (1)のア及びウに掲げる申請書類については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年3月24日（金）から平成18年3月31日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年3月31日（金）までの間に和歌山県企画部IT推進局情報政策課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地

和歌山県水産会館4階第1・2会議室

(2) 日時

平成18年3月27日（月）午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年3月24日（金）から平成18年3月31日（金）までの休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-441-2409

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 要綱に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加者資格名簿の「システム分析・開発」の登録区分に登録されている者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年4月5日（水）までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年4月7日（金）午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年4月10日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第393号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成18年度和歌山県行政事務用パソコングループウェアの借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資

格審査の申請方法を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 調達物品

平成18年度和歌山県行政事務用パソコングループウェア

2 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 財務諸表(法人にあっては、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては、青色又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 和歌山県が示す仕様書に対する提案書

(2) (1)のイからオ、キ及びクに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成18年3月24日(金)から平成18年3月31日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を除く、毎日午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、3に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年4月11日(火)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

3 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年3月31日(金)午後2時から

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成18年3月31日(金)から平成18年4月11日(火)までの休日を除く、毎日午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 一般競争入札参加者の資格

この一般競争入札に参加することができる者は、平成18年4月11日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 2の(1)のコに掲げる提案書について和歌山県の仕様を満足するものを提出したものであること。

(5) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成18年4月21日(金)までに通知する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成18年4月26日(水)午後4時までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成18年5月8日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第394号

昭和43年和歌山県告示第858号(和歌山県保育士試験実施要綱)は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第396号

和歌山県告示第395号

平成3年和歌山県告示第275号(和歌山県児童福祉施設の入所定員)は平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 020126	白浜町社会福祉協議会	西牟婁郡白浜町1600	蔦清治	白浜町社会福祉協議会デイサービスセンターはまゆう	西牟婁郡白浜町1477	デイサービス	平成18.2.28
30000100 055122	清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町大字二川820-1	田中捷之	清水町社会福祉協議会	有田郡有田川町大字二川820-1	デイサービス	平成18.3.30

和歌山県告示第397号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 医 師 名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年 月 日
山内勝治	外科	国保直営 串本病院	東牟婁郡串本町串本217-5-1	平成17.3.31
田伏洋治	消化器外科	南和歌山医療センター	田辺市たきない町27-1	平成17.3.31
宗像良雄	内・循環器・消化器科	宗像クリニック	新宮市井の沢3-4	平成17.5.31
宗像秀子	眼科	宗像クリニック	新宮市井の沢3-4	平成17.5.31
野村和教	整形外科	和歌山県立医科大学附属病院紀北分院	伊都郡かつらぎ町妙寺219	平成17.6.30
西岡弘八	外科	西岡診療所	伊都郡かつらぎ町東浜田76	平成17.8.31
櫻根千代	小児科	岩出療育園	那賀郡岩出町中迫665	平成17.12.28
玉置かおり	耳鼻咽喉科	たまき皮ふ科耳鼻科	日高郡日高川町土生127-6	平成18.3.8

規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
開放倉庫貴志川店
和歌山県紀の川市貴志川町前田52-1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男
和歌山市中島185番地の3
- 変更しようとする事項
(1)大規模小売店舗の名称
(変更前)パーティハウス貴志川店
(変更後)開放倉庫貴志川店
(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社パーティハウス 代表取締役 大桑俊男
和歌山市中島185番地の3
株式会社イレブン 代表取締役 槌屋茂康

和歌山県告示第398号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、大

大阪府堺市大庭寺756番地

(変更後) 有限会社リヴァイヴ 代表取締役 小倉英三郎

奈良県香芝市高120-1

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更前全体配置図)	15台

(変更後)

位置	収容台数
建物西側(縦覧図書別添変更後全体配置図)	20台

(4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

株式会社パーティハウス 開店時刻9時 閉店時刻23時

株式会社イレブン 開店時刻9時 閉店時刻23時

(変更後)

有限会社リヴァイヴ 開店時刻10時 閉店時刻2時

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 8時30分から23時30分まで

(変更後) 9時30分から2時30分まで

4 変更する年月日

平成18年4月1日

5 変更する理由

3(1)及び(2)は小売業者変更のため。

3(3)、(4)及び(5)は小売業者の変更に伴い、業種に即した営業時間・駐車場利用可能時間とし、利便性の向上と周辺生活環境の保全を図るため。

6 届出年月日

平成18年3月13日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

紀の川市農林商工部商工観光課(和歌山県紀の川市粉河412)

那賀振興局県民行政部地域行政課(和歌山県那賀郡岩出町高塚209)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成18年3月24日から平成18年7月24日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第399号

昭和60年和歌山県告示第18号(和歌山県勤労福祉会館の使用料の徴収事務の委託)は、廃止する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県告示第400号

和歌山県嘱託蚕業普及員設置規程を廃止する規程を次のように定める。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県嘱託蚕業普及員設置規程を廃止する規程(和歌山県告示第417号)は、廃止する。

附則

この規程は、告示の日から施行する。

和歌山県告示第401号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 保安林の所在場所 東牟婁郡串本町津荷字南129の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第402号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字円堂1546の11・字長野1553の7(以上2筆国有林)

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第403号

和歌山県施行に係る和歌山都市計画道路事業の事業計画については、平成18年3月6日付け国近整和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第6

6条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・2・5号松島本渡線
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
(「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第2号

昭和39年和歌山県教育委員会告示第6号(教科用図書採択地区)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月24日

和歌山県教育委員会委員長 樫畑直尚

本文中「岩出町」を「岩出市」に改める。

公 告

動物措置装置購入に係る入札公告

物品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入年度及び物品調達番号
平成18年度第1号
 - (2) 購入物品の名称及び数量
鳥獣措置装置 1式
 - (3) 購入物品の特質等
入札説明書による。
 - (4) 納入期限
平成18年5月31日(水)
 - (5) 納入場所
和歌山県鳥獣保護センター 海草郡紀美野町国木原381番地
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「理化学機械器具」に記載されている者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
- (2) 期間
平成18年3月24日(金)から平成18年3月31日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
3の(1)と同じ。
 - (2) 期間
3の(2)と同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課入札室
 - イ 入札日時
平成18年4月5日(水) 午前10時35分から
 - ウ 開札場所
アと同じ。
 - エ 開札日時
イと同じ。
 - (2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年4月5日午前10時までに総務部総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 入札方法
落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札保証金に関する事項
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
 - (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充

当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
 (4) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 和歌山県総務部総務管理局総務事務集中課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2291
 (2) 契約書作成の要否
 要

- (3) 契約の締結における議会の議決の要否
 否

入札公告

平成18年電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び事業番号
 平成18年度電県推第1号
 (2) 委託業務の名称
 和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務
 (3) 委託業務の仕様等
 仕様書による。
 (4) 成果品納入の場所
 和歌山県企画部IT推進局情報政策課が指定する場所
 (5) 契約期間
 契約の日から平成19年3月31日(土)まで
 (6) 予定価格
 11,281,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 平成18年和歌山県告示第392号に規定する平成18年電県推第1号和歌山県電子申請システム申請様式等開発委託業務の一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県企画部IT推進局情報政策課
 (2) 日時
 平成18年3月24日(金)から平成18年3月31日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。
 ア 場所
 3の(1)に同じ。
 イ 日時
 3の(2)に同じ。
 (2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問

のある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年3月31日(金)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報政策課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地
和歌山県水産会館 4階第1・2会議室

(2) 日時

平成18年3月27日(月)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県民文化会館408号会議室

イ 入札日時

平成18年4月12日(水)午後2時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係りのない和歌山県企画部IT推進局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報政策課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2405

ファクシミリ番号 073-441-2409

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

入札公告

平成18年度和歌山県行政事務用パソコングループウェア

の借入れについて、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年3月24日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成18年度

(2) 調達物品の名称及び数量

和歌山県行政事務用パソコングループウェア 一式

(3) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(4) 納入場所

和歌山市雑賀屋町1番地

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(5) 納入期限

平成18年9月30日

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成18年和歌山県告示第393号に規定する和歌山県行政事務用パソコングループウェアの借入れに係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

(2) 日時

平成18年3月24日(金)から平成18年3月31日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く、毎日午前10時から午後4時まで

4 入札説明書を交付する場所及び日時等

(1) 入札説明書を交付する場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 場所

3の(1)に同じ。

イ 日時

3の(2)に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、5に掲げる事業説明会において質問を行うものとし、その後は、平成18年4月11日(火)までの間に和歌山県企画部IT推進局情報システム課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

5 事業説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

(2) 日時

平成18年3月31日(金)午後2時から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館4階

和歌山県企画部IT推進局情報システム課会議室

イ 入札日時

平成18年5月9日(火)午前11時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前項の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成18年5月9日午前9時30分までに和歌山県企画部IT推進局情報システム課へ必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条ま

での規定に定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部IT推進局情報システム課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書の要否
要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県企画部IT推進局情報システム課

イ 所在地

和歌山市雑賀屋町1番地 和歌山県土地改良会館3階

郵便番号 640-8249

電話番号 073-432-5655

ファクシミリ番号 073-428-1136

(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purcha

sed :

Personal Computer System for Administration work
s;lComplete System

(2) Date and time for tender:10:30a.m.9 May 2006(De
adline for tenders submitted by mail:9:30 a.m.9
May 2006)

(3) Contact point for the notice : Information Syst
ems Division of Wakayama Prefectural Government,
1 Saikayamachi Wakayama City,640-8249 Japan
TEL 073-432-5655 (FAX 073-428-1136)

監 査 公 表

和歌山県監査公表第16号

平成18年1月31日付け監査報告第22号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月24日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 山 田 正 彦
和歌山県監査委員 坂 本 登

1 監査対象機関名 東牟婁振興局

2 監査実施年月日 平成17年12月21日及び22日

3 監査の結果

健康福祉部串本支所

(1) 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成16年度末で約322万円となり、前年度末に比べ約27万円の減少となった。

今後とも、この傾向を維持するため、債務者との接触を密にし、償還指導に努められるとともに、債権管理について組織的に取り組まれたい。

(2) 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、平成16年度末で一人分の260万5,400円となった。

これについては、今年度の10月に宮崎に居住する実母と面談し、当事者である子供の死亡について告知し、相続放棄の手続に入らせる(11月初旬)とともに、不納欠損(約150万円程度)についても本課(障害福祉課)で対応する予定であるなど、解決に向けて具体的な動きが出てきたところであり、早期整理に向けて努力されたい。

(3) 生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約1,010万円となり、前年度に比べ約20万円増加している。

今後、未収金の早期整理に努めるとともに、世帯の状況把握に努め不正受給の防止を図られたい。

串本建設部

平成11年度半振第38-5号那智勝浦古座川線(仮称小川1号橋)半島振興道路整備測量調査設計業務及び平成9年度ふるさと緊急整備事業林道將軍川線第3号橋梁(池の砦橋)設計業務委託で実施した橋梁設計について、橋台並びに橋脚部等において耐震性に問題があるなどいくつかの誤りがあることが県の調査で判明し、修正設計とチェック及び橋梁の手直し費用等に係る経費の返還を求める損害賠償請求の手続がされている。

今後、このような初歩的な誤りを起こさないよう、適切なチェックをするなど管理監督に留意されたい。

県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億1,482万円と前年度末に比べ約1,812万円の減少となっている。また、収入率は94.0%となり、前年度に比べ、2.3ポイント上昇している。

今後とも、継続的な交渉や資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努め、厳格な差押えを実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、その徴収対策について、「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、管内市町村とより一層連携を深め、効果的な滞納整理に向け、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、平成16年度末で約564万円となり、前年度末に比べ約127万円増加している。

今後、生活保護費の不正受給の防止を図るとともに、適切な償還指導を行い、早期整理に努められたい。

新宮建設部

(1) 平成16年度末における県営住宅の収入未済額は、約562万円で、約42万円の不納欠損処理があるにもかかわらず前年度に比べ約4万円増加している。

今後とも、県営住宅委託管理人とも連携し、新たな滞納を防止するとともに未納者の状況を的確に把握し、より一層効果的な徴収方法の検討や法的措置の強化を図り債権管理に努められたい。

(2) 東牟婁振興局新宮建設部における県土整備部所管の平成16年度土木工事の繰越額は約18億6,200万円で、総事業費に対する繰越率は17.4%と、前

年度に比べ3億7,400万円、4.3ポイント減少しているが、まだ高い数値を示している。縮減を確実にするため引き続き、なお一層の改善に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

健康福祉部串本支所

(1) 未償還者に対して、家庭訪問等により生活状況の把握に努め、相談・助言をしながら償還指導を行いました。

また、貸付時の償還に対する指導も強化しております。

今後とも、適正な債権管理に努めてまいります。

(2) 未収金については、本課(障害福祉課)と協議を行い指導を受けながら、早期整理に努めてまいります。

(3) 未納世帯に対して家庭訪問を実施し、返還指導を行ってまいりました。

今後はより一層、不正受給の防止及び返還指導の徹底に努めてまいります。

串本建設部

ご指摘の点につきましては、今後このようなミスを未然に防止するべく職員の資質向上に努めております。

具体的には、平成16年4月12日に県土整備部職員能力向上アクションプログラムが策定され、それに基づき特に若手職員の技術力強化や、経験年数に応じた体系的・集中的な技術研修を実施しています。

また現在は、重要構造物の詳細設計成果に対しては設計資料点検業務(クロスチェック)を試行しており、設計ミスの未然防止に努めております。委託業者の選定につきましても新たな基準に基づき、高度な設計能力を有する業者を選定できるようにしています。

さらに、予備設計、詳細設計及びその照査については別業者に委託することとし、多面的な視点でチェックを行うことにより設計成果の品質向上を図っています。

県民行政部

県税の収入確保につきましては、地域県税徴収対策本部を設置し、徴収目標及び行動目標の設定並びに進行管理を行い、濃密な納税交渉と滞納処分の実施に努めております。

このような取組により、平成18年1月末現在の収入率(個人県民税を除く。)は88.5%となり、前年同期に比べ、0.7ポイント上昇しています。こ

のうち特殊要因として、平成18年1月末納期分において大口課税分の納期内納付での未反映分があったため、これを勘案すると89.9%となり1.4ポイントの上昇となっております。

また、個人県民税への取組としては、従来から実施していた共同催告や共同徴収に加えて、本年度より地方税法第48条に基づく滞納処分の特例による直接徴収に取り組み、既徴収分と分納誓約分を併せて40%を上回る見込みとなっております。

本年4月には振興局体制の見直しを実施され、県税事務所という組織体制になりますが、今後とも濃密な納税交渉と滞納処分の更なる強化を図り、県税の収入確保に努めてまいります。

健康福祉部

不正受給の防止につきましては、従来より、ケース訪問時や新規開始時に、「保護のしおり」を毎年度、全保護世帯に配布するなど、「権利と義務」について周知徹底を図ってまいりました。

返還金の生じた理由は、就労収入や年金遡及分の不申告が主なもので、課税調査や預貯金調査等により判明したものであり、既に消費済のケースがほとんどです。

今後とも、生活保護世帯の「権利と義務」の周知を更に徹底するとともに、滞納者に対しては分納額の変更等、少しずつでも継続的、計画的に返還できるように話し合いながら、ねばり強く返還指導を行ってまいります。

新宮建設部

(1) 徴収委託管理人との連携を密にし、電話や文書による催告、臨戸訪問等により、滞納の防止や未収金の徴収に努めるとともに、長期にわたる悪質な滞納者につきましては、明渡し訴訟や強制退去等の法的措置を前提に厳しい指導を実施しており、平成17年度に1件強制退去処分を行いました。

また、5件について明渡し訴訟の準備を進めているところ です。

新たな滞納者に対しては早期段階から納付指導・催告を行い、未収金の増加を防ぐ等徴収実績の向上を図ってまいります。

(2) 工事の早期発注に努めるとともに、適正な発注計画を作成し、その進捗状況を常に把握するため進行管理会議を開催し、工程管理の徹底を図るとともに、用地取得について事業課と用地課の連携強化を図り、新宮建設部挙げての用地取得に努めることなど、繰越額の縮減に努めてまいります。

平成18年2月17日付け監査報告第27号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成18年3月24日

- 和歌山県監査委員 垣 平 高 男
- 和歌山県監査委員 築 野 富 美
- 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
- 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 和歌山県土地開発公社
- 2 監査実施年月日 平成18年1月30日
- 3 監査の結果

(1) 土地開発公社の保有する土地のうち、紀泉台、長山、蜂伏については住宅の分譲地として、また北勢田ハイテクパークについては企業団地として売却されつつある。しかし、残りの区画について、売却が困難なところもあるが、今後とも、その売却に努力されたい。

また、古座上野山団地等の完成土地及び紀泉台西部等の未成土地については、現状では売却等の具体的な動きがないが、今後早期処分に努められたい。

(2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

(1) 紀泉台、長山、蜂伏の分譲については、積極的に販売活動を行うことにより早期売却を目指すように、また、北勢田ハイテクパークの分譲については、県商工労働部と緊密に連携し、売却促進を図るように、それぞれ指導した。

また、その他の保有土地についても、早期処分に努めるよう指導した。

(2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引き続き、その早期移管を図るよう指導した。

- 1 監査対象機関名 和歌山県住宅供給公社
- 2 監査実施年月日 平成18年1月30日
- 3 監査の結果

(1) 平成16年度における分譲住宅等の販売実績は、厳しい経済情勢を反映しながらも、種々努力の結果、「岸宮サニータウン」8区画をはじめ計12区画を販売し、残数が57区画となっている。

今後とも、分譲住宅等の販売促進に一層努められたい。

(2) 道路敷等の公共施設の地方公共団体への未移管施設については、引取団体の基準への適合等の問題があり、困難な状況ではあるが早期移管に向け引き続き努力さ

りたい。

(3) 県営住宅等の管理において、県営住宅使用料の平成16年度末の収入未済額は、約1億6,300万円で、前年度に比べ約900万円増加している。

今後とも、県住宅環境課、委託管理人(3名)と連携し、未収金の減少に努力するとともに、新たな未納者の発生防止に一層努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

(1) 分譲宅地の販売促進については、価格や販売手法の見直し等を行い、残区画の早期完売に努めるよう指導してまいります。

(2) 道路敷等の公共施設の移管については、毎年実施している監事監査等の場において指導してきたところですが、引き続き、早期に移管できるよう指導してまいります。

(3) 厳しい経済状況から未収金の回収は、より困難になってきておりますが、県営住宅管理担当者会議並びに県住宅供給公社、県住宅環境課及び委託管理人による打合せ会議等を定期的で開催し、一層適切な債権管理に努めるとともに、新たな滞納者の発生を防止するための早期対応等についても指導を強化しております。